

公益通報者の探索禁止について

令和 6 年 11 月
消 費 者 庁

1. はじめに

現行制度上、事業者には通報者の探索を行うことを防止する措置が求められているが、これまでの検討会においては、通報者探索の禁止について、明文規定を設けることが求める意見が多数あったが、慎重な意見もあった。

また、違反時の罰則については、導入を求める意見もあったが、慎重な意見もあった。

<禁止に関する主な意見>

- ・ 探索行為の結果、通報者が特定されて、嫌がらせを受けることが懸念されるので、それを防ぐためにも探索行為そのものを禁止することを法律の中に明記することが重要（片山委員、志水委員、郷野委員、山口委員）
- ・ 通報したのは君かと聞くのは論外だが、必要な調査はしなければならず、それとどのように切り分けられるかは検討する必要。事業者としては、調査が中途半端にならないような枠組みを検討してもらいたい（土井委員）。
- ・ 内部通報が匿名で行われた場合、事業者が広く情報を集めるためにアンケートを実施することがある。アンケートの実施により内部通報ではなく、アンケートによって不正が申告されたかのように装うことも可能なため、結果的に通報者の保護にも資することもあるが、仮にこのような正当な調査行為も探索行為に該当するのであれば、企業が自主的かつ適正に社内調査を実施することが困難になる恐れがある。通常の調査行為が法令違反とならないように禁止される行為の範囲を明確かつ限定的に定めるべき（赤堀委員）。

<違反時の罰則に関する主な意見>

- ・ 重要性から考えると、不利益取扱いの罰則を規定した場合でも探索行為に罰則を設けるべき。不利益取扱いにつながらなかったとしても探索行為の結果、プライバシー侵害で通報者に関する情報が漏えいしてしまう恐れがある。従事者の守秘義務違反について刑事罰が設けられているので、そのバランスからいっても事業体が正当ではない理由で探索行為をした場合には、罰則が必要（柿崎委員）。
- ・ 通報者を探索する行為に対する行政措置または刑事罰を設けることについて慎重に検討すべき。既に通報者を特定できる情報を漏えいした従事者に対する刑事罰が導入されており、それで通報者保護の目的は十分に達成されている（赤堀委員）。
- ・ 探索に関しては、報道の関係もあり、検討の必要性があることは理解できるが、本法律の最も重い違法性を備えたものとして刑事罰の対象にするかに関しては、検討を要する問題だと感じる。比較法に関して見ると、妨害に関しては、海外との比較法の整理があったが、探索に関しては、比較法的に知見が得られる状況にはないと感じ

る。不利益取扱いの罰則に関して、直接罰方式が支持されるのは、本法律の趣旨を最も害する違法性の重さによるからである。事業者にとっての萎縮効果を回避する要件立ては、既存の法律の要件に沿って検討をしていくのがよいのではないかと考える。探索に関する罰則の導入に賛成される方々からは、必ずしも不利益取扱いにつながらずともプライバシーの侵害がある、事実上の嫌がらせが起きることが懸念されると指摘があった。問題状況は分かるが、それが本法律の最も重い違法性を備えたものとして刑事罰の対象にするかに関しては検討を要する問題だと感じる。(樋口委員)。

2. 禁止規定例と考え方

以下のような規定例が考えられる。

第●条 第二条第一項各号に定める事業者は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

「公益通報者を特定することを目的とする行為」とは、「公益通報者である旨を明らかにすることを要求すること」のほかに、例えば、公益通報者が誰かを知っていそうな者に、心当たりがあるか質問する行為や、メールの履歴やその他の資料を収集・閲覧する行為などが考えられる。

「正当な理由」の例としては、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合（例えば、通報窓口において調査の実効性確保等のために所属部署や違反に関する具体的な状況を説明するよう促す場合）や匿名による通報者を不利益な取扱いや探索行為から保護するため¹に必要と考えられる場合に顕名を名乗るよう促すこと等が考えられる。

なお、通報された違法行為を調査するために、社内外の関係者にヒアリングやアンケートを実施したり、関係資料を収集・閲覧したりすること自体は、そもそも「公益通報者を特定することを目的とする行為」に該当しない。

3. 罰則規定の許容性

(1) 現行制度

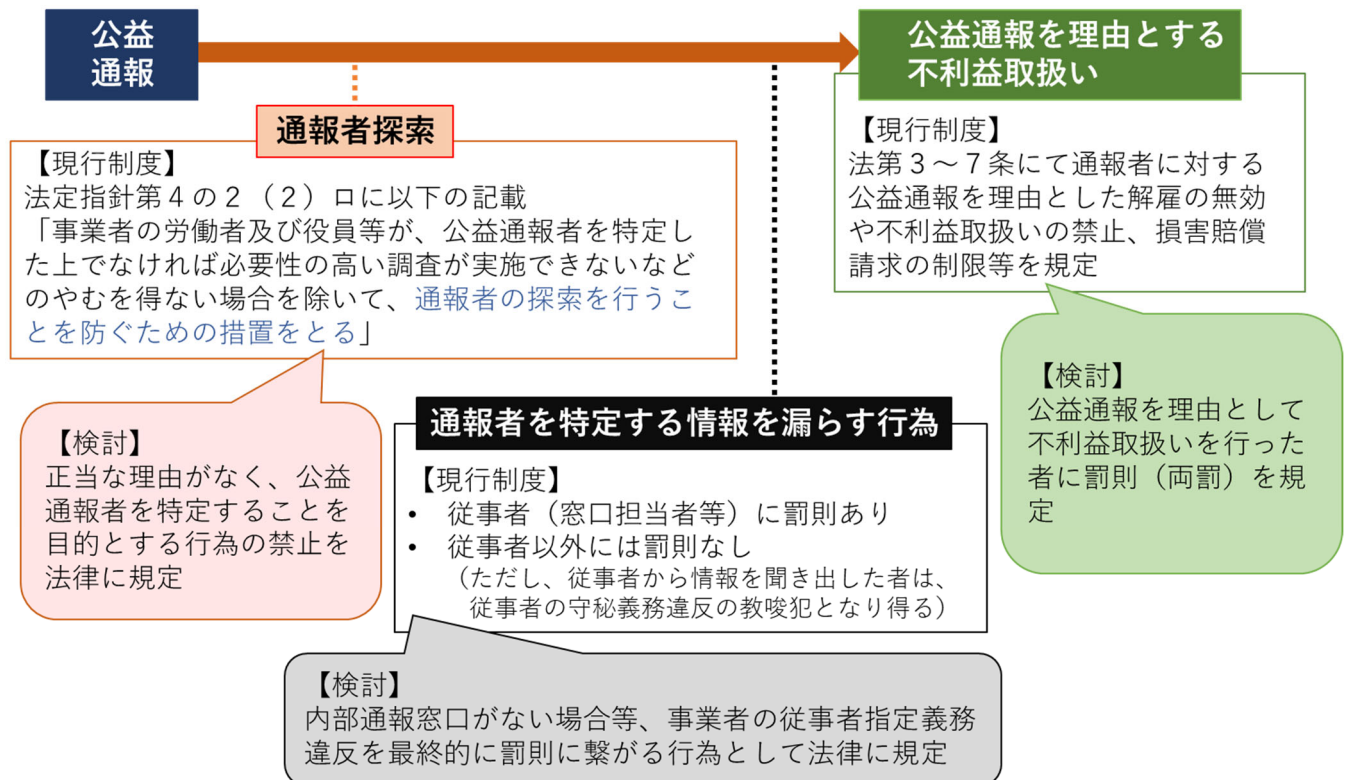
- 現行法上、事業者が指定した従事者には、公益通報者を特定させる情報の守秘義務が規定されており、当該情報を故意に漏らした場合には、罰則対象となっている（法12条、21条）。
- 従事者として指定されていない者が、従事者から公益通報者を特定させる情報を聞き出すことは、教唆犯として罰則対象となり得る。
- 従事者以外の職場の上司等には法律上の守秘義務がなく、公益通報者を特定する情報を知って漏らした場合であっても、罰則対象ではない。

(2) 検討

¹ 例えば、通報者しか知り得ない情報等から公益通報をしたことを疑われる可能性が高く、通報者の保護が必要な場合などが想定される。

- 現行規定を踏まえ、公益通報者の探索行為自体について、罰則に値する反社会性の高い行為と言えるか。
- 公益通報を理由とする不利益取扱いに罰則を導入した場合、不利益取扱いに至らない場合であっても、探索行為単独で罰則を導入することは許容されるか。
- 公益通報者の探索行為は、不利益取扱いの予備行為といえるが、我が国において、予備行為に罰則を規定している例は、基本犯が重大な犯罪である場合など極めて限定的であるが、この点をどう考えるか²。

【参考】



(以 上)

² 重大な犯罪の予備として、刑法（明治40年法律第45号）では、内乱予備罪（同法第78条）、外患誘致予備罪・外患援助予備罪（同法第88条）、私戦予備罪（同法第93条）、放火予備罪（同法第113条）、殺人予備罪（同法第201条）、身の代金目的略取等予備罪（同法第228条の3）、強盗予備罪（同法第237条）が規定されている。また、支払用カード電磁的記録不正作出準備罪（同法第163条の4）は、支払用カードの不正作出には各段階において多数の関与者がいるという現実に対処するために規定されている。